

令和元年9月1日から飲食店の喫煙状況の
店頭表示義務(ステッカー貼付)がスタート!

喫煙状況の
ステッカー
きちんと
貼ってますか?



■ 上記以外にも「喫煙専用室あり」等
数種類のステッカーがあります。

原則は「禁煙」

店頭表示は「義務」※です!

望まない受動喫煙を減らすために、きちんと
ステッカー貼付をしましょう。

※改正法により、違反者には50万円以下
の過料が課せられることがあります。

まだステッカーを貼っていないお店、
はがれてしまったお店は、お問い合わせください。

問い合わせ

足立保健所 受動喫煙防止担当 ☎ 03-3880-5384